

1 鶴岡市環境基本条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 149 号

私たちの鶴岡市は、海、山、川及び平野が織りなす多様で美しい自然とその豊かな恵みを楽しみながら、先人たちのたゆまぬ努力により、水と緑があふれる潤いのあるまちとして、また、歴史と文化の薫り高いまちとして発展してきた。

しかし、現代の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動の進展は、私たちの生活を利便性の高いものにする一方で、生活環境を悪化させ、豊かな自然を失わせつつある。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊など自然の自浄能力及び復元能力を超える環境への負荷は、一地域や一国のみならずすべての生命の生存基盤である地球環境にも深刻な影響を及ぼしている。

健康で文化的な生活を営む上で、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは私たちの権利であると同時に、その環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

このため、私たちは、環境は限りあるものであることを深く認識し、市、市民及び事業者が相互に協力しあい、環境の保全と創造に関する取組を進めることによって、自然と共生を図りながら持続的発展が可能な豊かで美しい鶴岡市の構築を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、福祉の増進に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の低下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第 3 条** 環境の保全及び創造は、市民が恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を育みながら良好な状態で将来の世代に継承できるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、地域の特性に応じて多様な生態系が健全に維持されるように、人と自然との豊かな触れ合いを保ちながら、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。
 - 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、自主的かつ積極的に行動することにより、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されるよう適切に行われなければならない。
 - 4 地球環境保全は、市、市民及び事業者それぞれが地球環境保全を自らの問題としてとらえ、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し及び自然環境を適切に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第 7 条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を確保するための施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生活環境が保全されること。

(2) 海浜、平野、河川、森林等における多様な自然環境が地域の状況に応じて適切に保全され、生物の多様性が確保されること。

(3) 資源の循環的利用、廃棄物の減量及びエネルギーの有効利用を推進することにより、環境への負荷が低減されること。

(4) 自然環境、歴史的文化的資産等の地域の特性が生かされた景観が保全されること。

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、鶴岡市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ鶴岡市環境審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(総合的調整)

第 9 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実効的かつ体系的に推進するため、その施策又は方針の立案に際し、総合的調整を行うものとする。

(年次報告)

第 10 条 市長は、毎年度、環境の状況並びに市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制の措置)

第 11 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(協定の締結)

第 12 条 市は、環境の保全上必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(廃棄物の適正処理及び減量、リサイクル等の推進)

第 13 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の適正処理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源のリサイクル及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全型農業の推進)

第 14 条 市は、農地が有する環境の保全及び創造に資する多様な機能を維持するとともに、化学肥料及び農薬の適正な使用等環境への負荷を低減する営農活動の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(学習及び教育の推進)

第 15 条 市は、環境の保全及び創造に関する学習及び教育の推進並びに広報活動の充実により、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 16 条 市は、市民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 17 条 市は、第 15 条の学習及び教育の推進並びに前条の市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を収集し、これを適切に提供するよう努めるものとする。

(環境の状況調査)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(地球環境保全の推進)

第 19 条 市は、市民等と連携して地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、市民等及び国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(国及び地方公共団体との協力)

第 20 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

2 鶴岡市環境審議会条例

〔平成 17 年 12 月 26 日
条例第 264 号〕

(設置)

第 1 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、鶴岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員及び関係団体の役職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員)

第 7 条 審議会に、特定事項の調査及び研究をさせるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が審議会の意見を聴いて委嘱する。

(幹事)

第 8 条 審議会の事務を処理するため幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に第 3 条第 2 項の規定により委嘱される委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

3 鶴岡市環境基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 鶴岡市環境基本計画について検討するため、鶴岡市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 鶴岡市環境基本計画の策定に関すること。
- (2) その他環境の保全と創造に関する事項の検討に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に環境基本計画策定のための調査・検討を行う幹事会と作業部会を置く。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 4 作業部会は、調査・検討項目に応じて委員会を組織する部等の職員の中から各課長等が推薦する者によって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は環境部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を統括し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境部及び各庁舎建設環境課において処理する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

4 計画策定の経過

年度	月 日	会 議 名	内 容 等
平成 21 年度	6月 2日	環境基本計画策定委員会 第1回事務局作業班会議	・策定委員会設置要綱について
	7月22日	第1回環境審議会	・環境基本計画の策定について
	7月31日	環境基本計画策定委員会設置準備会 第1回作業部会	・策定委員会設置要綱について
	8月21日	環境基本計画策定委員会設置準備会 第2回作業部会	・策定委員会設置要綱について
	10月 2日	環境基本計画策定委員会設置準備会 第1回幹事会	・策定委員会設置要綱について
	11月12日	環境基本計画策定委員会 第2回事務局作業班会議	・環境基本計画の策定について
	12月21日	環境基本計画策定委員会作業部会	・環境基本計画の策定について
	1月15日	環境基本計画策定委員会幹事会	・環境基本計画の策定について
	2月 4日	環境基本計画策定委員会	・環境基本計画の策定について
	3月 3日	市民生活常任委員会協議会	・環境基本計画の策定について
	3月12日	第2回環境審議会	・環境基本計画の策定について
平成 22 年度	4月 9日	策定委員会第1回事務局作業班会議	・数値目標の検証について ・計画(案)「第2章」までについて
	4月14日	環境基本計画策定委員会第1回作業部会	・数値目標の検証について ・計画(案)「第2章」までについて
	5月12日	環境基本計画策定委員会第1回幹事会	・数値目標の検証について ・計画(案)「第2章」までについて
	5月28日	環境基本計画第1回策定委員会	・数値目標の検証について ・計画(案)「第2章」までについて
	7月21日	第2回事務局作業班会議	・環境の現状と課題について
	7月28日	第1回事務局関係課長会議	・環境の現状と課題について
	8月 4日	環境基本計画策定委員会第2回作業部会	・環境の現状と課題について
	9月 1日	環境基本計画策定委員会第2回幹事会	・環境の現状と課題について
	10月12日	環境基本計画策定委員会 第1回 プロジェクト会議(農林漁業部門)	・環境の現状と課題について
	10月20日	環境基本計画第1回策定委員会	・環境の現状と課題について
	12月10日	市議会市民生活常任委員会協議会	・環境の現状と課題について
	12月14日	第1回環境審議会	・環境の現状と課題について ・策定スケジュールについて
	12月22日	第3回事務局作業班会議	・具体的な取組みについて
	1月 7日	第2回プロジェクト会議	・具体的な取組みについて
1月14日	環境基本計画策定委員会第3回作業部会	・具体的な取組みについて	
1月21日	環境基本計画策定委員会第3回幹事会	・具体的な取組みについて	

年度	月 日	会 議 名	内 容 等
平成 23 年 度	4月11日	環境基本計画策定委員会第1回作業部会	・計画の策定スケジュールについて ・数値目標の検証について ・計画(案)第1章から第3章までについて
	4月15日	第1回プロジェクト会議	・計画(案)第1章から第3章までについて
	4月25日	環境基本計画策定委員会第1回幹事会	・計画の策定スケジュールについて ・数値目標の検証について ・計画(案)第1章から第3章までについて
	5月18日	第1回事務局関係課長会議	・計画の策定スケジュールについて ・計画(案)第1章から第3章までについて
	5月23日	環境基本計画第1回策定委員会	・計画の策定スケジュールについて ・数値目標の検証について ・計画(案)第1章から第3章までについて
	7月28日	市議会市民生活常任委員会協議会	・計画(案)第1章から第3章までについて
	7月28日	第1回環境審議会	・計画(案)第1章から第3章までについて
	9月28日	第2回事務局関係課長会議	・計画(案)第4章から第7章までについて ・今後のスケジュールについて
	10月14日	環境基本計画策定委員会第2回作業部会	・数値目標の目標値について ・計画(案)第4章から第7章までについて
	10月26日	環境基本計画策定委員会第2回幹事会	・計画(案)概要版について ・計画(案)第4章から第7章までについて ・数値目標の目標値について ・今後のスケジュールについて
	12月13日	環境基本計画第2回策定委員会	・計画(案)第4章から第7章までについて
	3月16日	環境基本計画第3回策定委員会	・環境基本計画(案)について
	3月21日	市議会市民生活常任委員会協議会	・環境基本計画(案)について
	3月27日	第2回環境審議会	・環境基本計画(案)について

5 計画策定関係委員名簿

(1) 鶴岡市環境審議会委員

No.	氏名	役職名	任期
1	山中昭男 佐藤博幸 加賀山茂	鶴岡市議会議員	H21. 4. 1~H21. 11. 18 H21. 11. 19~H23. 11. 7 H24. 1. 4~H24. 3. 31
2	我妻忠雄	山形大学農学部名誉教授	H21. 4. 1~H24. 3. 31
3	大歳恒彦	東北公益文科大学教授	H21. 4. 1~H24. 3. 31
4	中東憲治	慶應義塾大学先端生命科学研究所准教授	H21. 4. 1~H24. 3. 31
5	阿部達雄	鶴岡工業高等専門学校助教	H21. 4. 1~H24. 3. 31
6	小関祐二	山形県地球温暖化防止活動推進員	H21. 4. 1~H24. 3. 31
7	植松芳平 田中芳昭	酒田市生涯学習施設 里仁館館長 山形県立鶴岡南高等学校校長	H21. 4. 1~H23. 3. 31 H23. 4. 1~H24. 3. 31
8	青山一郎 伊藤博通	朝日庄内森林環境保全ふれあいセンター所長	H21. 4. 1~H23. 3. 31 H23. 4. 1~H24. 3. 31
9	澤根敏弘 石垣清志	庄内総合支庁保健福祉環境部環境課長	H21. 4. 1~H22. 3. 31 H22. 4. 1~H24. 3. 31
10	菅原眞一	鶴岡商工会議所工業部会副部長	H21. 4. 1~H24. 3. 31
11	秋山よし子	出羽商工会女性部副部長	H21. 4. 1~H24. 3. 31
12	本間東一 菅原勝	出羽庄内森林組合代表理事組合長	H21. 4. 1~H23. 1. 10 H23. 1. 11~H24. 3. 31
13	佐藤重夫	温海町森林組合代表理事組合長	H21. 4. 1~H24. 3. 31
14	五十嵐由益 本間孝	鶴岡市農業協同組合代表理事常務	H21. 4. 1~H21. 7. 23 H21. 7. 24~H24. 3. 31
15	齋藤泰宏	庄内たがわ農業協同組合代表理事専務	H21. 4. 1~H24. 3. 31
16	志田伊佐男	山形県漁業協同組合由良総括支所長	H21. 4. 1~H24. 3. 31
17	延味孝太郎 三浦惇	鶴岡市観光連盟会長	H21. 4. 1~H23. 3. 31 H23. 4. 1~H24. 3. 31
18	水野重紀	鶴岡自然調査会代表	H21. 4. 1~H24. 3. 31
19	齋藤一 早坂一広	出羽修験塾運営委員長	H21. 4. 1~H23. 3. 31 H23. 4. 1~H24. 3. 31
20	齋藤春子	鶴岡地区婦人会連合会会長	H21. 4. 1~H24. 3. 31

(2) 鶴岡市環境基本計画策定委員会委員

職 名	氏 名	任 期
副 市 長	佐藤 智志	H21. 10. 13~H21. 10. 22
	山本 益生	H21. 11. 9~H24. 3. 31
総務部長	加藤 淳一	H21. 10. 13~H24. 3. 31
企画部長	小林 貢	H21. 10. 13~H23. 3. 31
	秋野 友樹	H23. 4. 1~H24. 3. 31
市民部長	齋藤 和也	H21. 10. 13~H21. 11. 8
	秋野 友樹	H21. 11. 9~H23. 3. 31
	上原 正明	H23. 4. 1~H24. 3. 31
環境部長	秋野 友樹	H21. 10. 13~H21. 11. 8
	大滝 匡生	H21. 11. 9~H24. 3. 31
農林水産部長	山本 益生	H21. 10. 13~H21. 11. 8
	菅原 一司	H21. 11. 9~H24. 3. 31
商工観光部長	村田 久忠	H21. 10. 13~H22. 3. 31
	石塚 治人	H22. 4. 1~H24. 3. 31
建設部長	志田 忠	H21. 10. 13~H23. 3. 31
	小林 貢	H23. 4. 1~H24. 3. 31
水道部長	三浦 義廣	H21. 10. 13~H23. 3. 31
	齋藤 雅文	H23. 4. 1~H24. 3. 31
教育次長	森 博子	H21. 10. 13~H24. 3. 31
藤島庁舎支所長	深澤 一雄	H21. 10. 13~H23. 3. 31
	中村 眞一	H23. 4. 1~H24. 3. 31
羽黒庁舎支所長	後藤 重好	H21. 10. 13~H22. 3. 31
	眞田 昭良	H22. 4. 1~H24. 3. 31
櫛引庁舎支所長	山口 朗	H21. 10. 13~H24. 3. 31
朝日庁舎支所長	佐藤 敏	H21. 10. 13~H22. 3. 31
	後藤 重好	H22. 4. 1~H23. 3. 31
	鈴木 誠次	H23. 4. 1~H24. 3. 31
温海庁舎支所長	五十嵐 收一	H21. 10. 13~H23. 3. 31
	伊藤 彦市	H23. 4. 1~H24. 3. 31

6 用語解説

あ 行	ISO (アイエスオー)	国際標準化機構 (International Organization for Standardization) の略称。電気分野を除く工業分野の、国際的な標準である国際規格を策定するための民間の非政府組織。本部はスイスのジュネーブ。国際標準化機構が出版した国際規格 (IS) も、一般には ISO と呼ぶ。
	ISO14001 (アイエスオーイチマンヨンセンイチ)	ISO (国際標準化機構) が、1996 年に出した環境マネジメントシステム規格である。ISO14000 シリーズの根幹を成すもので、認証登録制度となっている。このシステム規格は、品質システム規格と同じように PDCA サイクルを回すことによって、継続的な環境改善を図ることをめざしている。
	亜硝酸性窒素	化合物の中に亜硝酸塩として含まれている窒素のこと。水中では亜硝酸イオンとして存在し、地下水汚染の原因物質の一つ。硝酸性窒素と同様、肥料や家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもの。水道水では、1978 年に水質基準が設けられた (現在の基準は 10mg/L 以下)。1999 年には、地下水や、河川などの公共水域にも同じ値の環境基準が設けられている。
	ウィーン条約	「オゾン層保護に関するウィーン条約」の略称。オゾン層の保護のための国際的な対策の枠組みに関する条約で、1985 年 3 月に採択され 1988 年 9 月に発効した。日本は 1988 年加入しており、2006 年 2 月現在の締約国数は 189 カ国+EC (欧州共同体)。条約事務局は、ナイロビの UNEP (ユネップ: 国連環境計画本部) に置かれている。
	ウォームビズ	地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の 20 度にし、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、暖かく効率的に働くことができる新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。2005 年に大きな話題を呼んだ「クールビズ」の冬版として、環境省によって提唱された。
	エコアクション21	エコアクション21は、全ての事業者が環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインです。エコアクション21ガイドラインに基づき、取組みを行う事業者を、審査し、認証・登録する制度が、エコアクション21認証・登録制度です。
	エコステージ	エコステージ (Eco Stage) は、ISO14001 の意図を踏まえつつ、それを補完し発展させることで、「経営とリンクした環境マネジメントシステム」の構築はもちろん、それを段階的に成長させることで、更に高度な経営管理システムの実現をも可能にする経営改善の支援ツール。従来の経営管理システムを基盤として、そこに「環境」という視点を導入することで、「環境経営システム (経営とリンクした環境マネジメントシステム)」へ進化させようとするものです。
	エコツーリズム	自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。なお、地域住民の働き場が組み込まれるなど、観光収入が地域にもたらされることも必要条件に盛り込む場合が多い。
	エコドライブ	省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。
	エコファーマー	1999 年 7 月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (持続農業法)」第 4 条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者 (認定農業者) の愛称。

あ 行	LED (エルイーディー)	LED (Light Emitting Diode) は、発光ダイオードの略称で順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子のことである。発光は、この中で電子の持つエネルギーを直接、光エネルギーに変換することで行われ、熱や運動の介在を必要としない。最近では、低い消費電力で大きな光エネルギーを得られるといった特性から、LED照明として一般家庭での利用が急増している。
	NPO (エヌピーオー)	広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法(1998年3月成立)により法人格を得た団体(特定非営利活動法人)のことを指す。NPOの規模や性質は非常に多様である。
	オゾン層	地上から10~50km上空の、成層圏と呼ばれる領域のオゾンが豊富な層のこと。オゾンは酸素原子3個からなる化学作用の強い気体で、生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護する役割を担っている。近年、フロンに代表されるオゾン層破壊物質によって、極地上空の成層圏オゾン濃度が薄くなる現象である「オゾンホール」の発生が観測されている。
	温室効果ガス	大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。温室効果ガスにより、地球の平均気温は約15℃に保たれているが、仮にこのガスがないと-18℃になってしまう。1997年の気候変動枠組条約締約国会議(COP3)で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタンなど6種類が温室効果ガスと定められた。
か 行	外来種	他地域から人為的に持ち込まれた生物のこと。生態系や経済に重大な影響を与えることがあり、環境問題のひとつとして扱われる。類義語に移入種、帰化種、侵入種、外来生物がある。
	環境基準	環境基本法(1993)の第16条に基づいて、国が定める環境保全行政上の目標。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。この基準は、人の健康を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。事業活動等を直接規制するものではないが、各種規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となる。
	環境負荷	人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と規定している。
	環境ホルモン	外因性内分泌攪乱化学物質とも呼ばれ、環境中にある物質が体内に取り込まれ、ホルモン作用を乱す(攪乱する)という意味で環境ホルモンと通称される。2003年(平成15年)5月の政府見解では、「内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質」と定義されている。
	環境マネジメントシステム	企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のことを指す。国際的な規格として、国際標準化機構がISO14000シリーズを定めており、その中の14001及び14004が環境マネジメントシステムに関するものである。
	京都議定書	京都議定書は、1997年12月に京都市で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)で採択された、気候変動枠組条約に関する議定書である。概要は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの一種である二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄について、先進国における削減率を1990年を基準として各国別に定め、共同で約束期間内に目標値を達成することが定められた。

か 行	クールビズ	地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28度にし、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といった新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。2005年に環境省によって提唱され、10月末には、約100万世帯の1か月分の排出量に相当する約46万トン(二酸化炭素換算)分の二酸化炭素が削減できたとされる。
	グリーンカーテン	植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。夏季高温時において、太陽光の遮断と断熱、および植物葉面からの蒸散による気化熱を利用して、建築物の温度上昇を抑えることを主な目的とする。また、地球温暖化対策の一環として、植物の生体活動による大気中の二酸化炭素の減少を期待する向きもある。植物は、主につる植物が用いられ、支柱に絡ませたり外壁やネットに這わせたりして栽培する。
	グリーン購入	商品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさす。日本では、2001年には国等によるグリーン調達促進を定めるグリーン購入法が制定されている。
	グリーン調達	企業が物品を購入する際、従来は価格、品質、納期などが基準になるが、環境に配慮した製品を優先的に購入することをいう。グリーン購入と同義に使われることもあるが主として民間企業の調達基準の中に加味されて使われることが多い。
	グリーンコンシューマー	環境に配慮した行動をする消費者をいう。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者である。このような消費者が増大することで、リサイクル商品をはじめとする環境配慮商品が市場に出回る効果を持つ。
	グリーンツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。農山漁村が育んできた自然・生活・文化を広く都市の人々に開放し、人間性豊かな余暇活動を提供することで、農山漁村地域の自然環境の保全や新たな産業の創出による若者の定住促進など、農山漁村地域の活性化を目的としている。特に、都市と農山漁村の交流を求める動きを背景として農林水産省が主導し、1995年には、グリーンツーリズムをハード・ソフトの両面から促進、支援するための法律(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律)が制定された。
	光化学オキシダント	大気中の炭化水素と窒素酸化物が、太陽等の紫外線を吸収し光化学反応で生成された酸化性物質の総称。光化学オキシダントには、大気汚染に係る環境基準が設けられており、光化学スモッグの原因となる物質である。高濃度では粘膜など健康への影響のほか、農作物等への影響も報告されている。
	コージェネレーション	発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。火力発電など、従来の発電システムにおけるエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは理論上、最大80%の高効率利用が可能となる。二酸化炭素の排出削減策としても注目されている。
さ 行	サーマルリサイクル	廃棄物を、単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。容器包装リサイクル法で認められた油化・ガス化の他、焼却熱利用、廃棄物発電、セメントキルン原燃料化、廃棄物固形燃料などがある。
	再生可能エネルギー	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力(ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い)や風力、バイオマス(持続可能な範囲で利用する場合)、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指す。

さ 行	魚の森	森に降った雨は、いったん葉や土壌の中に貯えてから、栄養たっぷりの水となって川から海に流れる。その栄養で魚や貝が豊かに育つことから、漁業のために山に木を植えた森を「魚の森」と呼んでいる。
	里地里山	環境省では、「都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、集落をとりまく二次林とそれらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念」と定義。里地里山は、農林業など人と自然の長年の相互作用を通じて形成された自然環境であり、多様な生物の生息環境として、また、地域特有の景観や伝統文化の基盤としても重要な地域である。
	酸性雨	酸性雨とは、化石燃料などの燃焼で生じる硫酸化合物や窒素化合物などが、大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられる pH の低い雨・霧・雪などの(湿性沈着)及びガスやエアロゾルの形態で沈着するもの(乾性沈着)の総称。雨の水素イオン濃度(pH)値が、5.6 以下であるときに酸性雨と呼ぶ。
	市民農園	市民の農業に対する理解を深めるとともに、交流や作る喜びを提供すること目的に設置されている。利用期間は3年、1区画 40 m ² で入園料は 4,000 円。
	硝酸性窒素	硝酸性窒素は硝酸塩として含まれている窒素のことで、水中では硝酸イオンとして存在している。肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されなかった窒素分は土壌から溶け出して富栄養化の原因となる。水道水では、1978 年に水質基準が設けられた(現在の基準は 10mg/L 以下)。1999年には、地下水や、河川などの公共水域にも同じ値の環境基準が設けられている。
	省エネ法	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の略称。1979 年の石油危機を契機に制定され、何度か改正が加えられてきた。2008年の改正では、工場・事業所単位のエネルギー管理から、事業者単位でのエネルギー管理に規制体系が変わった。それにより、事業者全体の年間エネルギー使用量が、原油換算で 1,500 kl以上であれば特定事業者の指定を受け、エネルギー管理統括者等の選任や中長期計画書・定期報告書の提出等が義務付けられた。
	J(ジュール)	国際単位系におけるエネルギー、仕事、熱量、電気量の単位。1J は、地球上でおよそ 102gの物体を 1m持ち上げる時の仕事に相当する。MJ(メガジュール)はJの 100 万倍、GJ(ギガジュール)は 10 億倍、TJ(テラジュール)は 1Jの1兆倍の値。電力1kwhは、熱量換算で 3.6MJとなる。
	生態系	一定の場所にすむ全生物とその環境を、物質循環とエネルギーの流れに着目して 1 つのまとまりとして捉えたもの。生産者・消費者・分解者・無機的環境の 4 つが基本的な構成要素。海洋、湖沼、河川、森林、草原、砂漠、都市などが代表的な生態系である。
	生物多様性	地球上に存在する生物の間に違いがあることを意味し、生態系、種及び遺伝子の3つのレベルの多様性により捉えられる。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。日本では、生物多様性条約に基づき 1995 年に、国の基本方針を定めた生物多様性国家戦略を決定している。
た 行	ダイオキシン類	有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をあわせて「ダイオキシン類」と呼ぶ。通常、大気中に極微量に存在する有害物質。人の健康に重大な影響を与える恐れがある物質であることから、2000 年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、焼却炉等からの排出抑制が行われている。
	地球温暖化	人間の活動の拡大により、二酸化炭素(CO ₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。近年、産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇(温暖化)が進んでいる。

た 行	TEQ(ティーイーキュー)	毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位。ダイオキシンは、塩素の数及び位置が異なる異性体の混合物として環境中に存在し、毒性の強さは異性体によって異なる。そこで、ダイオキシンでは、各異性体の量にそれぞれの毒性の強さの係数(TEF)を乗じた値の総和として表わすのが一般的で、このようにして換算された数値には、重さの単位に TEQ を付けて単純な物理量ではないことを明示することになっている。
	低公害車	既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。日本では、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等が実用化され、その普及のための導入補助、税制優遇など支援政策が展開されている。この他、LPG 車、希薄燃焼エンジン車、ソーラー自動車、水素自動車、燃料電池自動車、エタノール自動車、バイオディーゼル自動車等多種多様なものがある。
	低周波音	一般的に、人間の耳に音として聞こえる音波の周波数は、ほぼ20ヘルツから2万ヘルツ程度までといわれ、20ヘルツ以下の音波を超低周波音と呼んでいる。超低周波音は一般的には音としては人間に知覚されない。低周波音は、超低周波音に、可聴域ではあるが音としてあまり明確には知覚されない領域の音を加えたものであり、その周波数の範囲については明確な定めはない。その影響については、建具等をがたつかせる「物的影響」、眠りを妨げる「睡眠影響」、知覚により圧迫感、振動感や頭痛、吐き気等がもたらされる「心理的・生理的影響」等がある。
	トップランナー	電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準が、現在商品化されている製品のうち最も優れている機器。トップランナー方式とは、省エネルギー法で指定された特定機器の省エネルギー基準を、各々の機器において、現在商品化されている製品のうち最も省エネ性能が優れている機器(トップランナー)の性能以上に設定するという制度。この基準をトップランナー基準と呼び、1999年の省エネ法の改正により新しく導入された、現在、20以上の機器が特定機器として指定されている。
	TJ(テラジュール)	J(ジュール)は、国際単位系(SI)におけるエネルギー、仕事、熱量、電気量の単位で、TJ(テラジュール)は1Jの1兆倍の値を表す単位。なお、1Jは、地球上でおよそ102gの物体を1m持ち上げる時の仕事に相当する。
	トレードオフ	一方を追求すれば他方を犠牲にせざるを得ないという二律背反の状態・関係のこと。トレードオフのある状況では、具体的な選択肢の長所と短所をすべて考慮したうえで決定を行うことが求められる。
な 行	二酸化硫黄	硫黄と酸素の化合物で、腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。石炭や石油などの燃焼時に発生し、主要大気汚染物質のひとつとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。このため、人の健康の保護の立場から環境基準が定められている。
	二酸化窒素	窒素の酸化物で、空気中で物が燃えると必ず発生する。窒素は、空気中にも燃料中にも含まれており、燃焼過程で酸素と結合し一酸化窒素が発生し、大気中でそのほとんどが二酸化窒素に酸化される。人の健康影響については、高濃度で急性呼吸器疾患患者率の増加などが知られている。このため、環境基本法に基づく環境基準が定められている。
は 行	パートナーシップ	協力関係。共同。提携。近年、環境問題への取組みについて、「官と民」とのパートナーシップという表現がなされており、その重要性がますます高まってきている。
	バイオマス	もともと生物(bio)の量(mass)のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。

は 行	ハイブリッド	2つ以上の異質のものを組み合わせ、一つの目的を成すものを言う。 【ハイブリッド車とは、内燃機関動力(ガソリンエンジンやディーゼルエンジン)と蓄電池によるモータの回転動力を組み合わせた動力源を使う自動車。またこの組み合わせに限らず、2つの異なる方式をそれぞれの動力源とする自動車。】
	BOD(ビーオーディー)	BOD(Biochemical oxygen demand)は、生物化学的酸素要求量の略称で、化学的酸素消費量とも呼ばれる最も一般的な水質指標のひとつである。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、BODの値が大きいほど、水質は悪いと言える。
	砒素	非常に毒性の強い、金属と非金属の中間の性質をもつ元素(As)。この性質を利用して、農薬等に使用されている。このため、水質及び土壌の環境基準、水質汚濁防止法の排水基準が定められている。
	BDF(ビーディーエフ)	BDF(Bio Diesel Fuel)は、バイオディーゼルフューエルの略称で、生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーの一つである。原料となる油脂からグリセリンをエステル交換により取り除き粘度を下げる等の化学処理を施し、ディーゼルエンジンに使用できるようにしている。
	pg(ピコグラム)	1兆分の1グラムを表す重さの単位。ピコとは、極小のものを表すときに用いる接頭語。ナノグラム(ng)の1000分の1、マイクログラム(μ g)の100万分の1、ミリグラム(mg)の10億分の1。ダイオキシン類などの有害化学物質について、生涯摂取しても健康に影響がないと判断される1日あたりの摂取量である「耐容1日摂取量」(TDI)などの単位として用いられる。
	pH(ピーエイチ)	水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。pH試験紙やpH計などで簡易に測定できる。pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。雨水中の溶存物質等により、雨水が強い酸性を示すことがあり、pH5.6以下の雨を酸性雨と定義づけている。
	浮遊粒子状物質	大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基本法(1993)に基づく環境基準では、粒径10 μ m以下のものと定義している。発生源は、工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然由来(火山、森林火災など)のものがある。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し、人の健康に影響を及ぼす。
	偏西風	地球の中緯度において、ほとんど常時吹いている西寄りの風のこと。地表付近においては、亜熱帯高圧帯(緯度20-30度付近)から極側に吹き出す風が地球の自転による力(コリオリの力)によって東向き(西寄り)となり偏西風となる。また、赤道付近の大気は極付近の大気よりも暖められているため、静水圧平衡の関係より上層においては赤道が高気圧、両極が低気圧となっている。このため地衡風の関係により、中緯度上層においてもやはり東向きの風が吹き偏西風となる。
ま 行	モントリオール議定書	正式名称は「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」。1987年に採択、1989年発効。日本は1988年9月30日に加入。事務局はナイロビのUNEPに置かれている。ウィーン条約に基づき、オゾン層を破壊するおそれのある物質を特定し、該当する物質の生産、消費及び貿易を規制することをねらいとしている。具体的には、成層圏オゾン層破壊の原因とされるフロン等の環境中の排出抑制のための削減スケジュールなどの規制措置を定めている。モントリオール議定書の締約国は、2010年6月29日現在、196ヶ国。

ら 行	ラムサール条約	正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。条約が採択されたイランの町名にちなんでラムサール条約と呼ばれる。水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で、1971年2月2日に制定され、1975年12月21日に発効した。1980年以降、定期的に締約国会議が開催されている。本市の「大山上池・下池」は、2008年10月30日登録。
	ランド・バンク事業	密集住宅地の空き家、空き地、狭あい道路を一体的に整備し、これを連鎖させながら、地域全体の住宅地を整備していく手法として、平成23年度から実験的に取り組み始めているもの。大規模開発によらないものとして、経済効果に期待している。
	レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合(IUCN)が、1966年に初めて発行したもの。日本でも、1991年に『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルで環境庁(現・環境省)がレッドデータブックを作成し、2000年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。

鶴岡市環境基本計画

発行 平成 24 年 3 月 鶴岡市

〒997-8601 鶴岡市馬場町 9 - 25

電話 0235-25-2111

F A X 0235-24-9071

E-mail kankyo@city.tsuruoka.yamagata.jp



鶴岡市エコキャラ
「みどりちゃん」